

物価高騰対応農業用機器等導入支援事業費補助金（追加募集） について

この補助金は、国の重点支援地方交付金を財源に含んだものです。

（１）事業概要

物価高騰の影響を受けている市内の農業者に対し、農業用機器等の購入支援を行うことで生産性の向上を図り、安定的な農業経営及び競争力強化につなげていただくため、その取組みにかかる経費について市が補助します。（ただし、令和８年度に同一事業を国庫、県、市等の補助事業との重複申請及び 4月の1次募集で交付決定を受けている方は申請することができません。）

（２）対象者の要件 対象者は下記の条件をすべて満たしていること

- ① 4月の1次募集で交付決定を受けていないこと。（別機器の申請であっても同一経営体での申請は不可）
- ② 浜松市に居住し、かつ市内で営農する認定農業者及び認定新規就農者（令和８年６月１日が認定期間内である）が市内で取り組む事業であること。
- ③ 市税を完納していること。
- ④ 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- ⑤ 「農業経営収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定制度」、「園芸施設共済」のいずれかに加入済又は加入することが確実であること。（交付申請時までに入済又は加入申し込みが確認できる書類があること。）

（３）補助の対象となる事業

- ・ **農業経営において省力化、生産性向上、付加価値向上等が見込まれる機器の購入、更新、複数台目の追加購入（下記表参照）** ※令和８年６月２４日現在の機器等の所有状況により新規・更新・追加購入を判断

初めて購入	最新機種を購入すること（旧式・型落ちなどは対象外） 中古品・リースを除く
更新	更新前の機器より処理能力（作業効率、作業能力等）が 1.3 倍以上向上する機器 中古品・リースを除く。
追加購入	既存の同種機器の中で一番処理能力（作業効率、作業能力等）が高い機器から、処理能力が 1.3 倍以上向上する機器 中古品・リースを除く

- ・ 補助対象費の例は別紙処理能力向上基準算出令をご覧ください。
- ・ 同種機器とは同じ作業目的として購入する機器のことをいいます。ただし、同じ作業目的であっても新たに購入する乗用型機器、遠隔操作により作業する機器及び自動化する機器については、別機器とする。
例）乗用草刈り機、ドローン、GPS による自動アシスト機能が標準装備のトラクター等を新しく導入する場合は別機器とみなします。（QA⑤参照）
- ・ 令和９年１月２９日までに事業完了（納品、支払い、実績報告）ができるものに限る。
- ・ 補助対象経費が５０万円（消費税を除く）以上のもの。
- ・ 汎用性のある機器（バックホウ等）については、農業のみの利用に限り補助対象とする。
- ・ 購入する機器は、販売業者から購入する機器を対象とし、資材のみの購入や、知り合いの農家等個人から購入する機器は補助対象外。

（４）補助率

- ・ 対象経費の５０％以内（対象経費は消費税を除いた金額）
※申請総額が予算額を超えた場合は、予算内で按分

(5) 補助上限

- ・上限：300万円（下限：25万円）

※申請総額が予算額を超えた場合は予算内で按分

(6) 応募方法 ※このほか、当課より資料等の提出を求める場合があります。

下記①～⑬の書類を令和8年7月17日(金)17:00までに郵送又は各提出窓口にご提出ください。(必着)

「物価高騰対応農業用機器等導入支援事業費補助金（追加募集）」 申請書類一覧

①交付申請書（第1号様式）★別紙2

★記入例 別紙2～6を参照すること

②事業計画書（第2号様式）★別紙3

③収支予算書（第3号様式）★別紙4

④環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの写し

農業経営体向け（第4-1号様式）または畜産経営体向け（第4-2号様式）を添付

⑤市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書（写）又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第5号様式）★別紙5

⑥補助金振込先指定届（第6号様式）★別紙6および、補助金振込先に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人、フリガナ等）が分かる書類*（預金通帳（写）等）※記載事項が鮮明に見えるもの

⑦見積書*（見積有効期限が交付申請日を含むものに限る。）※実際購入する金額のものを提出

⑧機器の性能が記載されているカタログ等

更新、追加購入の場合は既存機器の性能が記載されているカタログ等も添付*1、*2、*3

※1既存機器等より処理能力が1.3倍以上向上することが明記されていること。

※2カタログ等で処理能力が記載されている箇所にはマーカー等で色をつけて示すこと。

※3既存機器のカタログが手元にない場合は、販売店・メーカー等に問い合わせ処理能力を明記するようにしてください。その場合は、問い合わせ先の署名を記載した参考様式「処理能力確認書」等を添付してください。

⑨更新又は追加購入の場合は、既存機器の写真（機器全体及び型番がわかるもの）

⑩農業経営改善計画認定書の写し*（認定農業者の場合）又は、青年等就農計画認定書の写し*（認定新規就農者の場合。なお、有効期間の記載がないものは対象外）

※ いずれも、基準日（令和8年6月1日）が「認定の有効期間」内の認定書のみ対象とする。

⑪以下のいずれかに加入済であることを証明する書類等（写）★詳細は別紙1②③参照（令和9年（度）の加入は対象外）

- ・農業経営収入保険（令和7年又は令和8年）

※ 法人の場合、保険対象期間は令和7年度又は令和8年度とする。

- ・施設園芸セーフティネット構築事業（令和7年度又は令和8年度）

※申請前に窓口にご相談し、提出方法の指示を受けること。

- ・令和8年度配合飼料価格安定基金

- ・園芸施設共済（令和7年度又は令和8年度）

※ 保険証書や共済証券等の加入済の証明書が手元に届いていない場合は、交付申請書の提出日（締切：令和8年7月17日）より以前の日付の申込の受付印等がある加入申請書や加入申込書を提出すること。

⑫「物価高騰対応農業用機器等導入支援事業費補助金」申請用チェック表

⑬その他浜松市が必要であると判断した書類（指示があった場合提出）

(7) 事業開始までのスケジュール

項目	時期	備考
①申請期間	6月29日(月) ～7月17日(金)	17:00まで(先着順ではありません) 郵送での応募の場合は必着・FAX不可
②交付決定日	8月中・下旬頃に 発送予定	全申請者の補助総額が予算を超えた場合は、予算内で按分するため申請補助金額より補助額は減額 ※交付決定日以降に発注・納品すること

- ・事業は原則、令和9年1月29日までに完了し、実績報告書の提出が必要です。
- ・補助金の交付は、対象事業の支払いが完了した後に提出いただく実績報告書に基づく交付確定後となります。
- ・応募後は、原則、機器の種類等を変更することはできません。

(8) 提出先

郵送宛先 : 〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市役所 農業振興課 宛 ※『交付申請』在中と明記すること

※下記窓口でも申請の相談、受付を行います

農業振興課 担い手支援グループ (浜松市役所内)	Tel: 053-457-2331	【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝を除く)
農業振興課 北部農業グループ (北行政センター内)	Tel: 053-523-1113	
農業振興課 浜北農業グループ (浜名区役所内)	Tel: 053-585-1117	
農業振興課 天竜農業グループ (天竜区役所内)	Tel: 053-922-0030	

(9) 留意事項

- ・提出書類はすべて同一申請者名で統一されていること。申請者と異なる提出書類がある場合は、必ず事前にご相談ください。
- ・交付決定前に着工した場合は、補助対象外となり、申請を取り消しますのでご注意ください。
- ・1申請に当たり1機器のみの申請となります。複数機器の購入は補助対象外となります。
- ・虚偽の申請が発覚した場合は、交付決定以降であっても補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ・令和9年1月29日までに確実に納品、支払いが終了し、実績報告書(様式第14号)と補助金交付請求書(様式第16号)を提出すること。
- ・事業の詳細は今後変更される場合がありますのでご了承ください。
- ・市税を完納していない場合や期限内に実績報告書と補助金交付請求書の提出ができない場合は、補助金を受けることができません。
- ・「(6) 応募方法⑪」の制度は、時期的に受付を終了しているものもあり、その場合、本補助金の申請はできませんのでご了承ください。
- ・内容確認等の連絡等のため申請書類一式の写しを申請者は手元に必ず保存願います。
- ・追加購入、更新する機器は処理能力が1.3倍以上向上することが数値化できるものに限ります。
- ・処理能力の向上基準から燃料タンクの容量は機器本体の処理能力向上とはならないため、除きます。
- ・書類のダウンロードは、浜松市ホームページ内の「物価高騰対応農業用機器等導入支援事業費補助金(追加募集)」よりダウンロードすることが出来ます。

【浜松市ホームページ検索方法】

ホーム>創業・産業・ビジネス>産業振興>農業>浜松市の農業>物価高騰対応農業用機器等導入支援事業費補助金(追加募集)

処理能力向上基準算出例

機械	メーカー（例）	名称	処理能力		比較（倍）	考察	
			現状	目標			
トラクター	ヤンマーアグリ（株）	トラクター	最大作業能力	169a/h	1.33	大幅な省力化	
				225a/h			
			馬力	20馬力	1.50	大幅な効率化	
				30馬力			
運搬機	ヤンマーアグリ（株）	ミニクローラー	最大作業能力	250kg積	1.40	大幅な省力化	
				350kg積			
			馬力	3馬力	1.40	大幅な効率化	
				4.2馬力			
動力噴霧器	（株）丸山製作所	自走ラジコン動噴	給水量	30L/分	1.36	大幅な省力化	
チップパー	（株）やまびこ（共立）	ウッドチップパー	処理能力	現状	3m ³ /h	1.83	大幅な省力化
				目標	5.5m ³ /h		
播種機	（株）石井製作所	播種機	最大作業能力	現状	300箱/h	1.33	大幅な省力化
				目標	400箱/h		
田植え機	井関農機（株）	田植え機	最大作業能力	現状	53分/反	1.47	大幅な省力化
				目標	36分/反		
			条数	現状	2条	2.00	大幅な効率化
				目標	4条		
ドローン	（株）クボタ	農業用ドローン	最大作業能力	現状	50L/分	1.44	大幅な省力化
				目標	72L/分		
			最大積載量（粒剤）	現状	10kg	2.00	大幅な効率化
				目標	20kg		
フォークリフト	（株）豊田自動織機	フォークリフト	定格荷重	現状	1,500kg	1.33	大幅な効率化
				目標	2,000kg		
コンバイン	井関農機（株）	コンバイン	条数	現状	2条	2.00	大幅な効率化
				目標	4条		
乗用薬剤散布機（SS）	（株）丸山製作所	ステレオスプレイヤー	最大作業能力	現状	63L/分	1.47	大幅な省力化
				目標	93L/分		
油圧ショベル	ヤンマーアグリ（株）	ミニショベル	バケット容量（標準装備）	現状	0.028m ³	1.42	作業能力の向上
				目標	0.04m ³		
肥料散布機	カンリウ工業（株）	肥料散布機	作業能率	現状	40a/h	1.50	大幅な省力化
				目標	60a/h		
			肥料タンク容量	現状	70L	1.42	作業能力の向上
				目標	100L		
乾燥機（水稻）	金子農機（株）	乾燥機	最大作業能力	現状	2,000kg/回	1.50	大幅な省力化
				目標	3,000kg/回		

